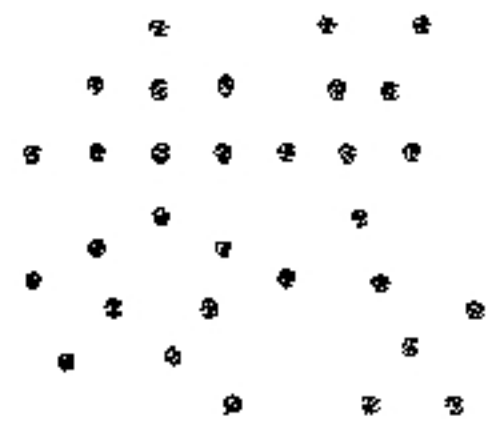




令和3年11月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和元年(ワ)第 号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和3年9月21日

判 決

山梨県山梨市牧丘町倉科3112-1

原 告

同法定代理人親権者

同訴訟代理人弁護士

山梨県山梨市小原西843番地

被 告

同代表者市長

同訴訟代理人弁護士

端 将 一 郎

山 梨 市

高 木 晴 雄

丸 山 公 夫

前 田 直 哉

太 田 道 昭

主 文

- 1 被告は、原告に対し、11万円及びこれに対する平成28年6月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを100分し、その99を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、770万円及びこれに対する平成28年6月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。



第2 事案の概要

本件は、被告が設置する山梨市立[](以下「本件中学校」という。)に在学していた原告が、同級生からいじめられていることを教員が認識していたにもかかわらず適切な対応がとられず、かえって原告の体臭に問題があるとして衛生指導を受け、更に教員によって髪を切られたことにより身体的、精神的苦痛を受けたと主張して、被告に対し、国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項に基づき、慰謝料700万円と弁護士費用70万円の合計770万円及びこれに対する不法行為の日である平成28年6月8日から支払済みまで民法(平成29年法律第44号による改正前のもの)所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

- 1 前提事実(争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、争いのない事実は証拠を摘示しない。)

(1) 当事者等

ア 原告は、平成[]年[]月[]日生まれ的女性であり、平成27年4月に本件中学校に入学し、平成30年3月に本件中学校を卒業した(甲3, 10, 11)。原告の父は、海外出身者である。

イ 被告は、本件中学校を設置する地方公共団体である。

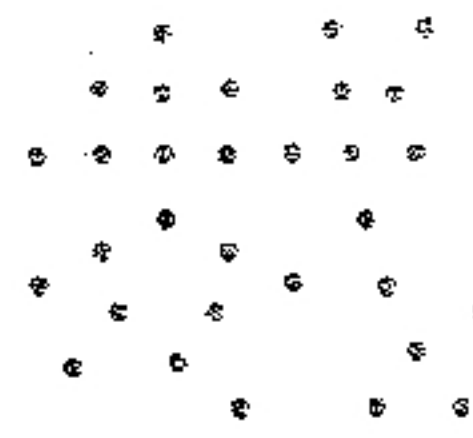
ウ [](以下「○教諭」という。)は、原告が本件中学校に在学中、原告の在籍する学年の学年主任であった教員である(乙1)。

エ [](以下「T教諭」という。)は、原告が本件中学校に在学中、原告の学年(1クラス)の担任であった教員である(乙2)。

オ [](以下「F教諭」という。)は、平成27年4月から平成29年3月までの間、本件中学校の養護教諭であった教員である(乙3)。

カ [](以下「V」という。)は、本件中学校において、原告の同級生であった者である。

- (2) 本件中学校で行われたアンケートに対する原告の回答等



ア 原告は、平成27年11月に本件中学校が実施したアンケート（以下「平成27年11月アンケート」という。）において、臭いと言われると回答した。これを受けて、T 教諭は、原告と個別面談を実施した。

イ 原告は、平成28年1月から同年4月までのいずれかの時期に、T 教諭に対し、V からにらまれていると感じることについて相談した（甲10, 乙2）。

ウ 原告は、平成28年6月1日から同月5日までの間に本件中学校が実施したアンケート（以下「平成28年6月アンケート」という。）において、臭いと言われたなどと回答した。

(3) 原告に対する衛生指導

○ 教諭, T 教諭及び F 教諭は、平成28年6月6日、本件中学校の保健室において、原告に対し、衛生指導（以下「本件衛生指導」という。）を行った。

(4) 原告の母（以下「原告母」という。）によるヘアカット

原告は、平成28年6月7日夜、原告母に髪を切ってもらった。原告の髪の長さは、それ以前は背中の中付近までであったが、原告母が髪を切ったことにより肩にかからないくらいの長さになった（甲11）。

(5) ○ 教諭によるヘアカット

○ I 教諭は、平成28年6月8日、本件中学校の2階にある多目的室前の廊下で、工作用のはさみを用いて原告の髪を切った（以下、○ 山教諭が原告の髪を切った行為を「本件ヘアカット行為」という。）。

(6) 本件ヘアカット行為後の原告の登校状況（甲3, 7）

ア 原告は、平成28年6月9日（木曜日）、本件中学校を欠席した。

イ 原告は、平成28年6月10日（金曜日）、本件中学校に登校したが、玄関で泣いてしまい、午前中で帰宅した。

ウ 原告は、平成28年6月13日（月曜日）、本件中学校に登校したが、朝の



会終了後、泣いてしまい、1校時は別教室で授業を受け、その後は、通常の授業を受け部活動にも参加して帰宅した。

エ 原告は、平成28年6月14日（火曜日）、本件中学校を欠席し、以後、ほとんど欠席するようになった。

オ なお、原告は、1年在籍時は、本件中学校を風邪・体調不良で8日間欠席し、インフルエンザで7日間出席停止となっていた。また、原告は、2年になってからは平成28年6月8日まで本件中学校を欠席することはなかった。

(7) 原告の診断結果

原告は、平成28年11月8日付けで、山梨県立北病院において、「適応障害（現在）、急性ストレス反応（当時）、特定不能の広汎性発達障害」と診断された（甲4）。

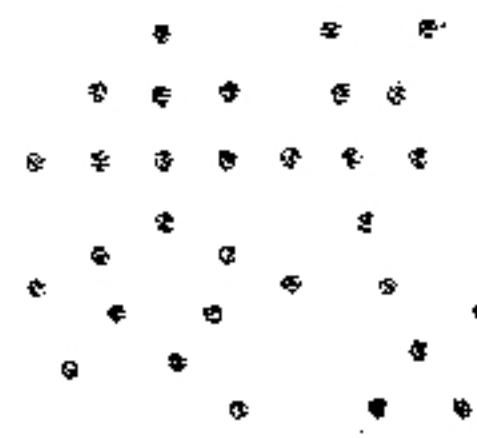
2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件中学校の教員らの行為に、国賠法1条1項にいう違法があるか

(原告の主張)

ア V は、本件中学校に入学後、原告を敵視するような態度をとり、平成27年10月頃、席替えにより原告の隣席となると、マスクを二重に着ける、原告と席を離す、原告を見て顔をしかめるなどの行動をとった。また、V は、同月又は同年11月頃、本件中学校の女子更衣室内において原告がいることを認識しながら、原告が臭いという趣旨の発言をした。

イ(ア) 担任である T 教諭は、V がマスクを二重に着ける、原告と席を離すといった行動をとっていたことを認識しており、原告が平成27年11月アンケートにおいて臭いと言われると回答したことを受けて原告との個別面談を実施し、その頃、V から原告の臭いが気になる旨の話を聞いていたのであるから、原告が V にいじめられていることを認識することができた。また、原告は、平成28年1月頃、T 教諭に V がにらんで



くると相談し、平成28年6月アンケートにおいても「友人から臭いと言われている」、「からかわれるのが嫌だからやめてほしい」と回答したのであるから、これらからも T 教諭は、原告が V にいじめられていることを認識することができた。

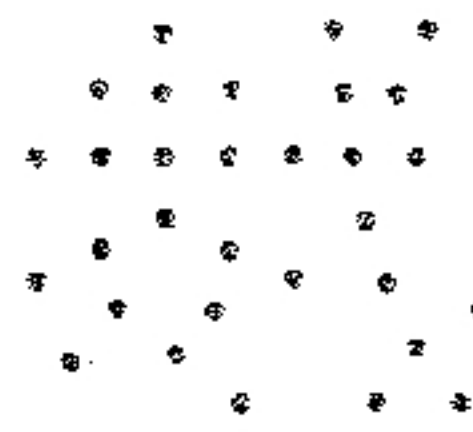
5
そうであるにもかかわらず、T 教諭は、平成27年11月アンケートを受けて行った上記面談に当たり、原告の発達特性への配慮や、女性教諭が面談を行う、原告母と二者面談を行うなどの配慮をすることなく、原告が「臭い」と言われていたのは小学生のときだったと答えたとして原告から深く話を聞かず、O 教諭と相談の上で原告の席の近くである教室の隅
10
に消臭目的で木炭を置くという対応しかとらなかった。

(イ) O 教諭、T 教諭及び F 教諭は、平成28年6月アンケートを受けて、原告に事実関係の確認等をすることなく、3人の教員対一人の生徒という原告が萎縮する可能性が極めて高いシチュエーションで本件衛生指導を行い、原告に対し、「今ぐらいの年齢だと、人の臭いに過敏になる」、
15
「どのぐらいの頻度でお風呂に入っているのか」、「髪が長いので切ったほうがよい。何なら切ってあげるよ」などと述べ、髪を切ってこなければ教諭に切られてしまうとの考えに原告を至らせた。

(ウ) 以上のとおり、原告は、体臭を理由にいじめを受けたことを勇気をもって告白しても取り合ってもらえず、自らの体臭についての指導を受ける結果となった。
20

このように、O 教諭、T 教諭及び F 教諭は、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。」とする本件中学校の当時の「学校いじめ防止基本方針」(甲2の1)に沿った対応をとることなく、
25
むしろ、原告に非があるかのような対応を繰り返した。

ウ(ア) 更に、O 教諭は、平成28年6月8日放課後、原告及び原告母のいず



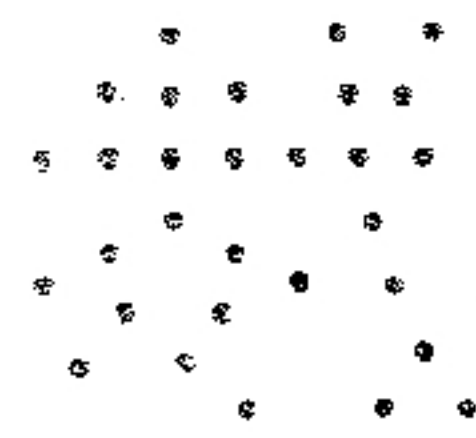
れからも依頼を受けたわけではないのに、自習をしていた原告について来るように言い、他の生徒や教員の目に留まる本件中学校の多目的室前の廊下に誘導し、原告に椅子を持ってこさせて座らせ、ゴミ袋を頭から被せた。原告は、○ 教諭が髪を切ろうとしていることを理解したが、断れる心境ではなかった。○ 教諭は、鏡やくしを用いることもなく工作用のはさみで髪切り行為をし、髪が整っていない状態で原告を帰宅させた。

そもそも教諭が学校で生徒の髪を切ることはおよそあり得ないというべきであるし、○ 教諭が髪切り行為で用いたはさみが「ふだんいろいろなものを切るときに使っている」はさみであることの一点をもってしても、およそ生徒の髪を切ることができる環境ではなかった。

○ 教諭は、原告が同日朝に「原告母が ○ 教諭に髪を切ってもらえと言っていた」と述べた旨供述するが、かかる事実があったとすれば、原告母に真意を確認するはずであるのにしていない。原告母による市長宛ての手紙（甲8）の中には「本人の同意を得ての断髪であった」との記載部分があるが、それは誤記である。また、原告の近所に住むXが、原告母から「先生に整えてもらいなって言ったかもしれない」と聞いたと供述しているようだが、Xは、教育長職務代理をしていた者であり、本件中学校に有利に働くよう供述する可能性があつて、信用できない。かかる事情に照らすと、髪切り行為は、○ 教諭が、原告の髪を見てまだ整っていないところがあつたため自ら整えてあげようと考えて、保護者には一切承諾を取らずに勝手に行動したものというべきである。

仮に、原告が同日朝に「原告母が ○ 教諭に髪を切ってもらえと言っていた」と ○ 教諭に伝えていたとしても、○ 教諭は、まずは保護者に連絡すべきである。

(イ) F 教諭は、○ 教諭による髪切り行為の際、「よっ、カリスマ美容師」などとはやしたてた。



エ 以上の T 教諭, O 教諭及び F 教諭の一連の行為は, 国賠法 1 条 1 項にいう違法があるというべきであり, これらの者を管理・指導する立場にある本件中学校の校長及び教頭についても, 国賠法 1 条 1 項の損害賠償責任がある。

(被告の主張)

T 教諭, O 教諭及び F 教諭並びに校長及び教頭が, 国賠法 1 条 1 項の損害賠償責任を負うことは否認ないし争う。

ア そもそも V が原告をいじめていた事実は認められない。

イ(ア) T 教諭は, V に対し, 原告を傷つけないように指導し, 2 回行われたアンケートにおける原告の回答についても, 原告から話を聞くなど適切に対応した。

イ(イ) F 教諭は, 平成 28 年 5 月 24 日, 原告の同級生 3 名から給食の時に原告の臭いが気になると相談を受け, T 教諭及び O 教諭に報告した。そして, 原告には以前から制服等の汚れ等が見受けられたこともあり, T 教諭及び O 教諭は, 平成 28 年 6 月アンケートにおける原告の回答を踏まえ, 相談の上, 原告と衛生面の悩みについて話をする事とし, 養護教諭である F 教諭も同席することとなった。

原告は, 自宅の風呂のボイラーが壊れていて風呂に入れない, 朝入ると髪が長いので乾かないなどと話したので, F 教諭が, 髪が長いと大変だねなどと返答したところ, 原告は, 突然ベリーショートにしようと思っていると話した。原告は, 本件衛生指導において, 初めは緊張した様子であったが, 途中からはにこにこしながら話を聞いていた。このように, 本件衛生指導は, 原告に問題があるという前提で行われたものではない。

ウ(ア) 平成 28 年 6 月 7 日に原告母に髪を切ってもらった後の原告の髪は, 裾が揃っておらず左右の長さが違いところどころ長い毛が飛び出ているなど一見して不揃いで不十分なものであったところ, 原告は, 同月 8 日朝,



○I教諭及び F 教諭に対し、昨日は原告母に髪を切ってもらったがうまくいかなかったので、原告母から奥山教諭に直してもらうように言われたと話した。

○I教諭は、原告母と良好な関係にあり、原告の髪を整えてあげなければならないと責任を感じ、放課後、奥まった場所にある多目的室前の廊下において、原告に確認をしながら、長く出ていた毛を整える、前髪を整える、左右の長さが違うところを整えるなどの本件ヘアカット行為をした。

このように ○I教諭は、原告を通じての原告母からの求めに応じ、原告の了承のもと、本件ヘアカット行為をし、その方法も、タオルを首に巻き、大きなビニールで全身を覆ってもらい、霧吹きとくしも使用して、その都度原告に確認をしながら行うなど、不適切なものではなかったから、本件ヘアカット行為は違法ではない。

(イ) 本件ヘアカット行為の途中で来た F 教諭は、左右の長さが違うところを切ったらどうかと提案したにすぎず、「カリスマ美容師みたいですね」とは述べたが、はやし立てるような発言はしていない。本件ヘアカット行為の際、原告は、終始笑顔であり、リラックスしている様子であった。

(ウ) 原告母は、本件ヘアカット行為の後も、○I教諭が原告の髪を切ったことをとがめていなかったから、事前に連絡をしたとしても、同教諭が原告の髪を整えることについて同意したはずである。

(2) 損害及び因果関係

(原告の主張)

ア 慰謝料 700万円

原告は、T 教諭、○I教諭及び F 教諭の一連の行為により、身体的、精神的苦痛を受けた。とりわけ、誰が通るかわからない廊下でゴミ袋をかぶせられて髪を切られて「変」な髪型にされ、更に、F 教諭から「よっ、カリスマ美容師」との髪切り行為を持ち上げるような発言をされたことにより、



大きな精神的苦痛を被り，急性ストレス反応に罹患し，その後適応障害を発症した結果，本件中学校に登校することができなくなり，高校へ進学したものの，登校が困難なことで単位取得が難しく3年間での卒業が不可能となった。

原告が平成28年6月10日本件中学校に到着して○教諭に会うや精神に変調を来したことからすれば，原告の精神的苦痛の原因は，髪切り行為後にスクールバスで生徒からからかわれたことが原因ではなく，髪切り行為にあるというべきである。これらの苦痛を慰謝するには700万円を下らない。

イ 弁護士費用 70万円（上記アの慰謝料700万円の1割相当額）
（被告の認否）

否認ないし争う。

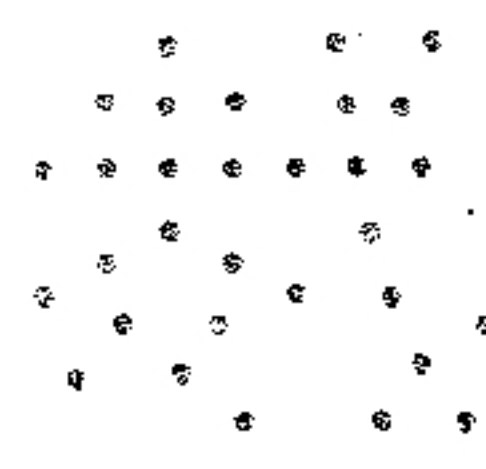
第3 争点に対する判断

1 認定事実

上記前提事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

(1) 原告の発達特性と本件中学校への引継ぎ

原告は，5歳の頃，広汎性発達障害の診断を受けており，人の表情を酌み取るのが得意でない，冗談を真に受けるなどの発達特性を有していた。原告母は，原告が本件中学校に入学するに当たり，本件中学校の担当教諭に対し，原告の発達特性について説明をし，こころの発達総合支援センターと連携してほしい旨を伝えた。また，原告が通っていた小学校から本件中学校へも一定の引継ぎがされた。本件中学校の教員は，これらの情報を教員間で共有していたものの，原告は，忘れ物が多く全体指導の後に個別で話をした方がよいという側面はあったが問題なく中学校生活を送っていたことなどから，上記発達特性を意識した指導等は特段行っていなかった。もともと，T教諭及び○教諭は，原告



について、その場の空気を読んで行動してしまう側面があるという認識は有していた。(甲7, 原告母本人20, 21頁, 証人 T 教諭24ないし26頁, 証人 O 教諭26, 27頁)

(2) V の原告に対する行為

V は、平成27年9月頃、席替えで原告の隣の席となってから原告の体臭を気にするようになり、マスクをしたり、原告との席の間を少し空けたりするようになり、また、原告の体臭を感じると顔をしかめることもあった。また、

V は、女子更衣室において、テニス部の女子部員4人くらいとの間で原告の体臭について話したことがあり、その会話を原告が漏れ聞いたことがあった。

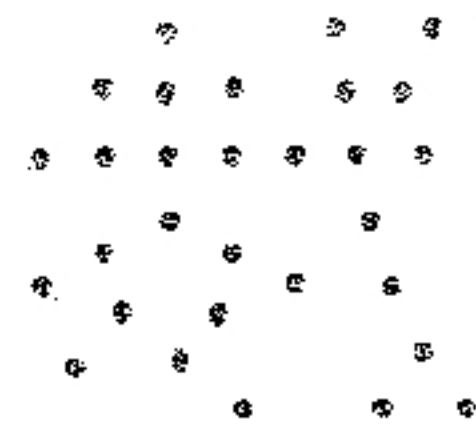
(甲3, 10)

(3) 平成27年11月アンケートについてのやり取り

原告の担任である T 教諭は、原告が平成27年11月アンケートにおいて臭いと言われると回答したことを受けて、平成27年11月頃、原告との個別面談を実施した。原告は、 T 教諭の「いつから言われているのか」という質問に対し、「小学校から言われている」と答え、 T 教諭の「今も言われているのか」という質問に対し、小学校の頃に言われた人には言われていないことから、「言われていない」と答えた。 T 教諭は、原告の回答を受けて、今は体臭のことを言われていないと判断し、学年主任の 山教諭に報告したほかは特段の対応をとらなかった(上記前提事実(2)ア, 甲10, 乙1, 2, 証人 T 教諭2頁, 証人 O 教諭3頁)。

(4) V の父による T 教諭への相談等

T 教諭は、上記(3)の T 教諭と原告との個別面談後の平成27年11月頃、V の父から、V が原告の体臭が気になって授業に集中できない旨相談されたが、女子生徒の体臭はデリケートな問題なので、原告に直接指導することは難しいと答えた。その後、 T 教諭は、V と個別面談を実施し、席替えして原告の席と離すこともできる旨話したが、V から、特段の配慮はいらないと



言われ、○ 教諭にも上記の経緯を伝えて相談し、原告の席の近くの窓際に消臭目的で竹炭を入れた白い布袋を置くという措置を行った。(乙1, 2, 証人

T 教諭2, 3, 13, 14頁, 証人○ 教諭3, 18頁)

(5) 原告による T 教諭への相談等

5 T 教諭は、平成28年1月から同年4月までのいずれかの時期に、原告から、V からにらまれていると感じると相談されたことを受けて、V に対し、個別指導を行った。T 教諭は、原告の体臭が気になるから見てしまう旨を述べる V に対し、原告の体臭が気になったときもできるだけ見ないように意識してほしいと述べた。(上記前提事実(2)イ, 甲10, 乙2, 証人 T 教諭5頁)

10 (6) 本件衛生指導の経緯

ア F 教諭は、平成28年5月24日、原告の同級生3名から、原告の体臭で給食が食べられないと相談を受けたため、思春期は鼻が敏感になるので他人の体臭が気になることも多いことや原告自身も悩んでいるかもしれないことを伝えた。これに対し、原告の同級生3名は、原告のいないところで話をしたこともあったがこれからは言わないように気を付けるなどと述べた。

15 F 教諭は、上記相談を受けたことを ○ 教諭及び T 教諭に報告した。(甲7, 乙1ないし3, 証人 T 教諭5, 6頁, 証人○ 教諭4頁, 証人 F 教諭2頁)

イ 原告は、平成28年6月アンケートにおいて、平成28年4月以降いじめられたことがあるかとの質問に対し「はい」と回答した上で、臭いと言われたなどと記載した(上記前提事実(2)ウ, 証人 T 教諭19頁)。

20 ウ T 教諭, ○ 教諭及び F 教諭は、上記ア及びイや原告の制服が汚れていることがあったことを受けて、○ 教諭の発案で、平成28年6月6日放課後、原告の衛生面について指導をする目的で本件衛生指導を行った。

25 本件衛生指導において、T 教諭は、原告に対し、「どうして臭いと言われるのか心当たりはあるか」と尋ねた。これに対し、原告は、風呂のボイラー

が壊れていて、父が朝に薪で風呂を沸かしているが、朝は髪を乾かす時間がないので入らない旨を述べた。F 教諭は、原告に対し、「髪が長いと大変だね」と述べると、原告から、今度髪型をベリーショートにしようと思っているとされた。これらのやり取りの中で、O 教諭が過去に生徒に頼まれて髪を切ったことがある旨を述べた。F 教諭が、髪を洗いたいときは保健室にシャンプーやドライヤーを用意してあるから学校で洗ってもいい旨を述べると、原告は礼を述べた。上記教諭らは、原告母に対し、本件衛生指導を行ったことを伝えなかった。(上記前提事実(3), 甲 10, 乙 1 ないし 3, 証人 T 教諭 6 ないし 8, 20 頁, 証人 O 教諭 4, 5, 20, 21 頁, 証人 F 教諭 3 ないし 5 頁, 原告本人 4, 5 頁)

(7) 原告母によるヘアカット

原告は、本件衛生指導の翌日の平成 28 年 6 月 7 日夜、寝ている原告母を起こし、髪を肩くらいまで切ってほしい旨を伝え、原告母に髪を切ってもらった。背中の中ん中くらいまでであった原告の髪は、原告母が髪を切ったことにより、肩にかからないくらいの長さになったが、原告母は、原告の前髪を切っておらず、原告の前髪は目に掛かっている状態であった。また、原告母が髪を切った後に洗髪すると、原告の髪は毛先がはね出してくるなど整っていない状態であった。そのため、原告母は、原告に対し、前髪及びはね出してくる毛先は翌朝整える旨を伝えた。(上記前提事実(4), 甲 10, 11, 原告本人 6, 7, 14, 15, 19, 20 頁, 原告母本人 1 ないし 3, 12, 13, 19, 21 頁)

(8) 本件ヘアカット行為

原告は、平成 28 年 6 月 8 日朝、時間がなかったため原告母に前髪及びはね出してくる毛先を切ってもらうことなく、本件中学校へ登校し、同日行われた東山梨中学校総合体育大会(以下「総体」という。)に出場する生徒の見送りのために正面玄関前にいた。O 教諭に対し、原告母に髪を切ってもらったことや、原告母から続きを O 教諭に整えてもらうよう言われたことを伝え、総体の救

護役員として出掛けようとしていたF 教諭に対しても、同様のことを伝えた。

原告は、吹奏楽部の部活動を行った後、下校までの間自習をしていた同日午後3時頃、O 教諭から、髪を整えるか尋ねられ、「はい」と答えた。O 教諭は、本件中学校2階の多目的室前の廊下に原告を案内し、原告に椅子を持ってこさせてその椅子に座らせ、底に穴をあけたポリ袋を頭から原告に被せ、鏡のない場所で、霧吹き、くし及び工作用のはさみを用いて原告の前髪及び毛先が飛び出している部分を切った。O 教諭は、下校のスクールバスの発車時刻前、原告の髪を切り終え片付けを始めた。

そうしたところ、総体から戻り別件でO 教諭を探していたF 教諭は、原告がにこにこしながらO 教諭に髪を切ってもらっているのを見付けた。F 教諭は、O 教諭が学校で生徒の髪を切っていることに驚いたが、原告母に連絡した上でやっているのであろうと考え、原告に対し、左右の長さが整っていない部分があるのでもう少し切ったらどうかと言った。O 教諭は、原告に聞いた上で、更に原告の髪を切った。F 教諭は、O 教諭が原告の髪を切っている間、スマートフォンのインカメラ機能で原告に髪の状態を見せ、O 教諭に対し、「カリスマ美容師みたいですね」と言った。原告は、本件ヘアカット行為の間、笑顔を見せており、髪を切ることを拒絶するような言動をすることはなかった。また、本件中学校の数人の生徒が本件ヘアカット行為を見た。

原告は、本件ヘアカット行為が終わった後スクールバスで帰宅したが、その際、先輩に「変ですか。」と尋ねると「うーん。」と言われ、同級生から「キモい」などと言われ、自宅近くの建物の鏡に映った自身の姿を見てショックを受けた。

(上記前提事実(5), 甲7, 10, 乙1, 3ないし5, 証人 O 教諭6ないし11, 13, 14, 21ないし25, 27, 28頁, 証人 F 教諭6ないし11, 15ないし20頁, 原告本人7ないし12, 15ないし17頁)

(9) 本件ヘアカット行為後の経緯



原告母は、平成28年6月8日、帰宅した原告が「学校で○教諭に髪を切られた」、「泣きたい」などと言ったので、T教諭に電話し、○教諭と原告が仲の良いことは知っているのに、いじめるつもりで髪を切ったとは思っていないが、連絡はしてほしかったと伝えた（甲11、原告母本人3、4頁）。○教諭は、原告母に電話し、原告母に連絡しなかったことを詫言じた（乙1、原告母本人20頁）。

(10) 原告の不登校

ア 原告は、平成28年6月9日、本件中学校を欠席し、同月10日、登校して○教諭の顔を見たところ気分が悪くなり、美術室で休み、連絡を受けた原告母が、昼頃迎えに行った（証人○教諭25頁、原告本人13頁、原告母本人5、6頁）。

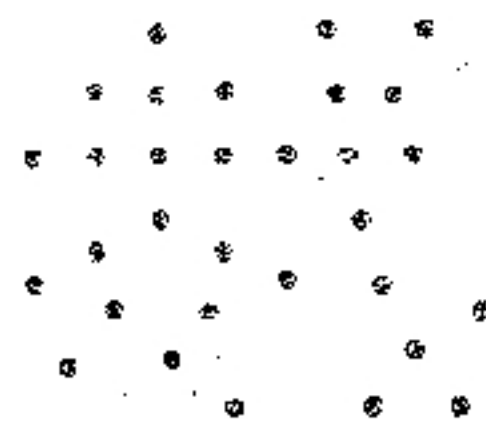
イ 原告の中学2年時の出席状況は、授業日数179日のところ、出席日数は58日であった（甲3）。原告の中学3年時の出席状況は、授業日数198日のところ、出席日数は63日であり、うち32日が保健室への短時間の登校であり、うち17日は被告の(場所名)での学習であった（甲7）。

(11) 原告の診断結果

原告は、平成28年11月8日付けで、[redacted]病院において、「適応障害（現在）、急性ストレス反応（当時）、特定不能の広汎性発達障害」と診断された（上記前提事実(7)）。

2 争点(1)（本件中学校の教員らの行為に、国賠法1条1項にいう違法があるか）について

(1) 国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであるから、公務員による公権力の行使に同項にいう違法があるというためには、公務員が、当該行為によって損害を被ったと主張する者に対して負う職務上の



法的義務に違反したと認められることが必要である（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁，最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁，最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁参照）。

そこで，平成27年11月から本件衛生指導の前までの T 教諭の行為，
T 教諭， O 教諭及び F 教諭による本件衛生指導並びに O 教諭及び F 教諭による本件ヘアカット行為に，上記の観点から国賠法1条1項にいう違法があるか否かを以下検討する。

(2) 平成27年11月から本件衛生指導の前までの T 教諭の行為について

ア 原告は，T 教諭が，平成27年11月アンケート，原告との個別面談，原告からの相談などから，原告が V にいじめられていることを認識していたにもかかわらず，原告の発達特性への配慮や，女性教諭が面談を行う，原告母と二者面談を行うなどの配慮をしていないと主張する。

イ(ア) 学校の教師は，学校教育活動ないしこれに密接関連する生活関係において，いじめその他の加害活動を防止し，これから生徒の安全を保護すべき義務を負っており，教員が，被害者から救済を求められた場合や，いじめを認識又は予見し得る場合は，被害を回避すべき具体的な義務が生ずると考えられる。

イ(イ) T 教諭は，上記認定事実(3)のとおり，原告が平成27年11月アンケートにおいて臭いと言われると回答したことを受けて，平成27年11月頃，原告との個別面談を実施し，今も言われているのか質問したところ，原告が「言われていない」と答えたことから，今は体臭のことを言われていないと判断し，特段の対応をとらなかったのであって，上記アンケートや面談から原告がいじめられていると認識することができたとは認められない。

また，上記認定事実(4)のとおり，T 教諭は，V の父から原告の体臭

について相談を受け、Vとも個別面談を実施しているが、これらの事実や上記原告との個別面談の内容を併せ考えたとしても、Vが原告の体臭のことで悩んでいるということを超えて、原告をいじめていると認識することができたとも認め難い。

5 更に、上記認定事実(5)のとおり、T教諭は、原告から、Vからにらまれていると感じると相談されたことを受けて、Vに対し、個別指導を行い、Vから、原告の体臭が気になるから見てしまう旨を聴取しているが、原告の相談内容に照らすと、原告の体臭が気になったときもできるだけ見ないように意識してほしいというVに対し行った指導を超えて、具
10 体的な措置をとることが求められていたという事情は見出し難い。

(ウ) 以上によれば、平成27年11月から本件衛生指導の前までのT教諭の行為が、いじめによる被害を解消するための指導等の措置を講じる注意義務に違反し、原告に対して負う職務上の法的義務に違反するとは認められない。

15 ウ 原告は、T教諭が、マスクを二重に着ける、原告と席を離すといったVの行動を認識していたことからすれば、原告がVにいじめられていることを認識することができたとも主張する。

しかし、T教諭がVの上記行動を認識していたと認めるに足る証拠はないし、同行動をもって、Vが原告をいじめていると認識することができたとも認め難く、原告の上記主張は採用することができない。
20

また、T教諭が原告との個別面談に当たり、原告の発達特性への配慮や、女性教諭が面談を行う、原告母と二者面談を行うなどの配慮をすることがより望ましかったとはいえるものの、上記認定事実(1)のとおり、本件中学校の教諭は、原告が人の表情を酌み取るのが得意でない、冗談を真に受けるなどの発達特性を有していることを認識していたが、原告が問題なく中学校生活を送れていたことなどを踏まえると、上記配慮をしなかったことが、原告に
25

対して負う職務上の法的義務の違反を基礎付けるものであるとまでは認め
難く、上記イ(ウ)の判断を覆すには足りない。

(3) 本件衛生指導について

5 ア T 教諭、O 教諭及び福田教諭は、平成28年6月6日、本件衛生指導
 を行ったが、上記認定事実(6)ア、イのとおり、本件衛生指導は、F 教諭が
 同年5月24日に原告の同級生3名から原告の体臭について相談を受けた
 こと、原告が平成28年6月アンケートにおいて、臭いと言われたなどと回
 答したことなどを受けて、原告の衛生面について指導する目的で行われたも
 のであって、本件衛生指導を行ったこと自体に、教員が原告に対して負う職
10 務上の法的義務の違反があったとは認め難い。

 また、上記認定事実(6)ウによれば、本件衛生指導の内容・態様は、原告に
 体臭についての悩みを確認し、それに対して T 教諭、O 教諭及び F 教
 諭が共感を示した上でアドバイスをするというものであったと認められ、

 教諭、T 教諭及び F 教諭は、原告に対し相応の配慮をしていたという
15 べきであるから、本件衛生指導の内容・態様が原告に対して負う職務上の法
 的義務に違反しているとも認め難い。

イ(ア) 原告は、本件衛生指導において、「髪が長いので切ったほうがよい。何な
 ら切ってあげるよ」などと言われたと主張し、同旨の陳述をし(甲10)、
 その本人尋問においても、「髪の毛を切ってみたらどうか」と言われ、O
 教諭から「私が切ってあげますよ」などと言われたと供述する(原告本人
20 5頁)。

 しかし、上記認定事実(6)ア、イの本件衛生指導をするに至った経緯から
 すれば、T 教諭、O 教諭及び F 教諭が原告に髪を切るよう提案する
 契機や動機は見当たらないことに照らすと、原告の上記供述及び上記主張
25 は採用することができない。

イ 原告は、本件衛生指導において、平成28年6月アンケートを受けた事

実関係の確認等がされていないと主張する。

しかし、上記アで説示した本件衛生指導の目的や内容・態様からすれば、
本件衛生指導の前提として平成28年6月アンケートの内容についての
事実確認をすることが必要不可欠であったとは認められないから、原告の
上記主張は、上記アの判断を覆すには足りない。

(ウ) 原告は、萎縮する可能性が極めて高いシチュエーションで本件衛生指導
が行われ、髪を切ってこなければ教諭に切られてしまうと考えるに至った
と主張する。

確かに、髪の長かった原告が、本件衛生指導の場で突然髪を切ると言い
出し、実際にその翌日には寝ていた母を起こしてまで髪を切ってもらって
いることからすると、原告が、本件衛生指導を受けた結果として、髪を切
る必要があると考えるに至ったことは否定することができない。しかし、
上記アで説示した本件衛生指導の内容・態様からすると、原告が自ら髪を
切らなければ教諭らが切るなどといった状況にはなかったのであって、原
告の上記主張は採用することができない。

(4) 本件ヘアカット行為について

ア 上記認定事実(8)によれば、○ 教諭は、原告母が原告の髪を切った翌日の
平成28年6月8日朝、原告母に前髪及びはね出してくる毛先を切ってもら
うことなく本件中学校に登校した原告から、原告母から続きを○ 教諭に整
えてもらうよう言われたと伝えられたことを契機として、原告の同意を得な
がら本件ヘアカット行為を行ったと認められる。

しかし、女子中学生にとって、髪の毛をどのように切るかは容姿や個性に
も関わる重大な関心事であり、また、一旦切った髪の毛はすぐには元に戻ら
ないという意味で不可逆性を伴うことなどからしても、理美容師でもない教
諭が、中学校で生徒の髪の毛を切ること自体、教育の過程においておよそ想
定されていない行為である。



加えて、上記認定事実(8)のとおり、○教諭が行った本件ヘアカット行為の態様は、他の生徒に見られる可能性のある廊下で、底に穴をあけたポリ袋を頭から原告に被せるという、他の生徒に見られることにより自尊心が傷つけられる可能性のある方法によるものであって、鏡もない場所で工作用のはさみを用いて行われた本件ヘアカット行為は、その態様や方法において不適切であったといわざるを得ない。

また、原告が、原告母から続きを○教諭に整えてもらうよう言われたと述べていたことや、○教諭が、原告の前髪及び毛先が飛び出している部分を切ったにすぎないことを踏まえても、原告は、本件ヘアカット行為当時14歳の中学生であり、一般的に教師に逆らえない立場にある上、発達特性やその場の空気を読んで行動してしまう側面等に起因して正確に意思を伝えられていない可能性があることをも考慮すれば、○教諭には、保護者である原告母に髪を切ることの可否を事前に確認する必要があったものと認められる。そして、本件ヘアカット行為に当たって連絡を受けることによって、原告母が本件ヘアカット行為の可否等の検討をする機会が与えられる利益は、本件ヘアカット行為の当事者である原告にとっても法的利益であるというべきである。

以上によれば、○教諭は、本件ヘアカット行為に先立ち保護者に原告の髪を切ることの可否を確認する義務を負っていたにもかかわらず、これを怠ったというべきであり、髪を切る方法や態様も適切であったとはいえず、原告に対して負う職務上の法的義務に違反したものと認められる。

イ 被告は、○教諭は、原告を通じての原告母からの求めに応じ、原告の了承のもと、本件ヘアカット行為をし、その方法も、タオルを首に巻き、大きなビニールで全身を覆ってもらい、霧吹きとくしも使用して、その都度原告に確認をしながら行うなど、不適切なものではなかったから、○教諭の本件ヘアカット行為は、違法ではないと主張するが、上記アで説示したところ

に照らし、採用することができない。

ウ(ア) 原告は、○ 教諭が、原告及び原告母のいずれからも依頼を受けたわけではないのに、本件ヘアカット行為をしたと主張し、陳述書及び本人尋問において、原告が、○ 教諭に対し、原告母から○ 教諭に髪を整えてもらうように言われた旨話したことはなく、○ 教諭から、ついて来るように言われ、椅子をもってくるように言われて椅子に座らされると、○ 教諭が、はさみを持って、穴を開けたビニール袋を頭から被せたときに、髪を切ろうとしているのだと気が付いた、突然のことに驚いて意見を言うことができなかった旨供述する（甲10、原告本人15、16頁）。

しかし、○ 教諭が、原告から何も頼まれていないにもかかわらず、いきなり原告を連れ出して髪を切ろうとしたという原告の上記供述は不自然であるといわざるを得ない。また、証拠（甲7）によれば、本件ヘアカット行為に端を発する原告の疾病発症及び不登校事態について、学校事故対応に関する指針（平成28年3月31日付け27文科初第1785号）に基づき、山梨市立学校における学校事故詳細調査委員会が行った聴き取りにおいて、吹奏楽部の生徒が、○ 教諭が本件ヘアカット行為に先立ち原告に声をかける際「お母さんに頼まれたから切ろうね」というようなことを述べていた旨や、原告が原告母から続きを○ 教諭に整えてもらうように言われたと述べていた旨を回答していることが認められることに照らし、原告の上記主張は採用することができない。

(イ) 原告は、F 教諭が本件ヘアカット行為の際、「よっ、カリスマ美容師」などとはやしたてたことも違法であると主張する。

しかし、上記認定事実(8)のとおり、本件ヘアカット行為の途中から居合わせた F 教諭は、「カリスマ美容師みたいですね」と言ったものの、その場を和ませる趣旨であったと考えられることや、原告が本件ヘアカット行為の間笑顔を見せており、髪を切ることを拒絶するような言動をすること

もなかったことからすれば、 F 教諭が、教員が原告に対して負う職務上の法的義務に違反したとは認め難い。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

5 (ウ) 原告は、本件中学校の校長及び教頭による O 教諭の管理も違法である旨主張するが、本件中学校の校長及び教頭による O 教諭の管理に原告に対して負う職務上の法的義務の違反があったと認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

3 争点(2) (損害及び因果関係) について

10 (1) 原告は、教諭らの行為により大きな精神的苦痛を被り、急性ストレス反応にり患し、その後適応障害を発症した結果、不登校となったと主張する。

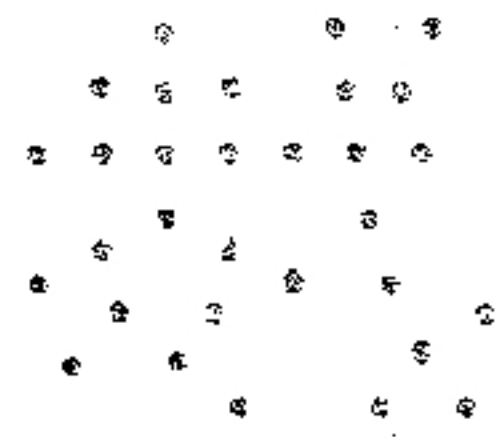
しかし、原告は、本件ヘアカット行為により、自分の気に入らない髪型となり、同級生からの言葉もあって精神的苦痛を受けたとは認められるものの、
O 教諭が、本件ヘアカット行為により原告が適応障害を発症することを予見し
15 得たとは認められないから、 O 教諭の違法行為と原告の適応障害及び不登校との相当因果関係を認めることはできないというべきである。

(2) そして、上記 2(4)アで説示した O 教諭の違法行為の内容その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、違法な本件ヘアカット行為により原告が受けた精神的苦痛に対する慰謝料は 10 万円とするのが相当である。

20 (3) また、本件事案の難易、審理の経緯、請求額、認容額、その他諸般の事情を斟酌すると、 O 教諭の違法行為と相当因果関係のある弁護士費用は、1 万円と認めるのが相当である。

第 4 結論

よって、原告の請求は、11 万円及びこれに対する平成 28 年 6 月 8 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を求める限度において理由があるから
25 認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。



甲府地方裁判所民事部

裁判長裁判官

鈴木 順子

裁判官

萩原 弘子

裁判官

今澤 俊樹



これは正本である。

令和3年11月30日

甲府地方裁判所民事部

裁判所書記官

山口

綾

